

発議第 13 号ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書に賛成の立場で討論に参加いたします。

私事ではありますが、ささやかなエピソードを紹介します。

先日同居している息子とのやり取りで、「掃除機はかけておくから、いいよ」と言われたので「そう、ありがとう」と返しました。

すると息子は、「ありがとうはおかしいよ。家事はお母さんがやるものという前提に聞こえる。やれる人がやるのが当然だよ」と言われました。そんな深い意味で「ありがとう」と言ったわけではないのですが、夫からは一度も言われたことのない言葉です。

私自身も、ジェンダーに関わる役割分担を幼い頃から否応なく刷り込まれてきました。ジェンダーに関する刷込みや人権意識は、ただ、年齢によるものだけではなく老若男女において、そういった思想的な背景があることは否定できません。

この意見書案はジェンダー平等の視点から必要な法整備は、例えば次のような法律を指しているのであろうと想定します。

1979 年の女性差別撤廃条約の合意、1985 年に批准し、1986 年には男女雇用機会均等法が施行、1999 年には男女共同参画基本法も施行されました。その他には、育児・介護休業法、労働基準法、次世代育成支援対策推進法、DV防止法、ストーカー規制法、性同一性障害特例法、女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や税・社会保険制度の見直しなどがあげられると思います。まだまだ様々な分野や視点から新たな法律の制定も必要かもしれません。

法整備となると、やはり政治にかかわる人たちの考えが大きく影響します。

先の衆議院選挙においても争点の一つでもあったかと思いますが、選択的夫婦別姓制度の導入では、選択制としても消極的な意見が多いことが露呈しています。

暮らしの声を反映させ、だれもが人権が守られる社会の中で大事にされることは重要であり、法律の整備を求める意見書に賛成といたします。